

函館市公文書公開等調整委員会要綱

(設置)

第1条 函館市情報公開条例（平成13年函館市条例第7号）および函館市個人情報保護条例（平成2年函館市条例第30号）の運用に当たって必要な調整を図るため、函館市公文書公開等調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議または調整をする。

- (1) 公文書の公開および個人情報の開示、訂正、削除、目的外利用等の中止（以下「個人情報の開示等」という。）の決定の基準に関すること
- (2) 公文書の公開および個人情報の開示等の決定に係る調整に関すること
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、文書法制課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部文書法制課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

文書法制課長

情報システム課長

財務部管理課長

市民・男女共同参画課長

保健福祉部管理課長

土木部管理課長

議会事務局庶務課長

教育委員会生涯学習部管理課長